

基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUPHAR 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	薬理学・創薬科学に関連する学術基盤を整備するとともに、国際薬理学連合 (IUPHAR - International Union of Basic & Clinical Pharmacology) 及び国内外の関連学会と連携して基礎薬理学研究の発展を目指す。当分科会において、薬理学・創薬科学に関する学術事項及びその学際的・国際的連携に関すること、IUPHAR の各部門との連携の強化、国際的プレゼンスの維持・向上、さらには次世代を担う国際的人材の育成に関する事項について審議し、必要な提言の発出やシンポジウムの開催等について検討する。
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬理学・創薬科学に関する学術事項 2. 学際的・国際的連携に関する事項 3. IUPHAR の各部門との連携に関する事項 4. 国際的プレゼンスの維持・向上に関する事項 5. 国際的人材の育成に関する事項 に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年10月1日～令和8年9月30日
6	備考	※事実上第25期より継続